

新型コロナウイルス感染症対策
特別委員会記録

令和2年6月5日

【開催日】 令和2年6月5日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時40分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地論
総務部次長兼人事課長	辻村征宏	総務課長	田尾忠久
総務課新型コロナ対策室長	河田圭司	福祉部長	兼本裕子
福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦	福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	事務局次長	石田隆
------	------	-------	-----

【付議事項】

- 1 第15回新型コロナウイルス対策本部会議の報告について
- 2 緊急要望書に対する回答書について

午後1時30開会

高松秀樹委員長 それではお疲れ様です。ただいまより、新型コロナウイルス

感染症対策特別委員会を始めます。まず本日は、先日、執行部において第15回新型コロナウイルス対策本部会議が行われたと聞いております。その報告についてお願いいたします。

田尾総務課長 それでは、第15回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議が令和2年5月27日水曜日16時から行われましたので、その報告事項と協議事項の決定について御報告させていただきます。まず、資料の1ページと2ページを健康増進課から御説明させていただきます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは健康増進課から報告事項の説明をさせていただきます。まず1ページを御覧ください。報告事項を2点しております。1点目が山口県内での発生状況となります。5月27日の対策本部での報告件数は資料のとおりとなりますが、参考までに最新値の報告をさせていただきますと、まず、県内での感染者数は37名で変更がございません。5月5日以降、陽性反応者は出ておりません。(2)のPCR検査状況は1,794件。そして、(3)の相談件数につきましては2万6,936件となっております。次に2点目の報告事項ですが、2点目は5月25日に緊急事態宣言が解除されたことに伴う、イベント開催制限の段階的緩和の目安についてです。2ページを御覧ください。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から5月25日付けで事務連絡があり、5月25日から7月31日までの約2か月間を移行期間とし、外出やイベントについて段階的に自粛などを緩和する旨の通知がありました。その通知の中で、市の行事に関係が深いものを一覧にしたものが、こちらの資料となります。資料全ての説明は割愛させていただきますが、例えば、左から2列目の外出自粛のところを御覧ください。6月1日からは、一部首都圏と北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に、そして、6月19日からは特に制限なしと。また、観光につきましては、6月18日までは県内で徐々に、6月19日以降は県をまたぐものも徐々にと目安が示されました。また、イベント開催制限の段階的な緩和についても、その右側の列のとおり目安が示されま

した。以上2点を対策本部において報告しております。また、次第2の(2)のその他の項になりますが、熱中症対策についての啓発の依頼及び掲示物の提供等を健康増進課のほうから行っております。健康増進課からの報告は以上となります。

田尾総務課長 続きまして総務課から御説明申し上げます。資料の3ページを御覧ください。協議事項に入ります前に、6月1日以降の施設利用の条件について、近隣の状況を総務課から報告させていただきました。まず、1、国の状況ですが、ただいま健康増進課のほうから御説明がありましたように、3段階の緩和策というのが国のほうから示されたところでございます。2番目、県の状況でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、県民に要請している県境をまたいだ移動の自粛について、6月上旬にも中国、九州地方から段階的に緩和する方向で検討する考えを明らかにしておりました。しかしながら、5月の25日に北九州市で6名の感染者が確認されたことを含めて、どのように検討されるかは未定である、5月29日金曜日に県の対策本部会議が開催され、方向性がはっきりすると思われると報告させていただきましたが、その後、山口県は施設を県内の利用者、県内利用に限るという方向性を示しております。続きまして、3、他市の状況です。ア、宇部市の状況、6月1日から6月18日までの市民限定の、今までは市民限定に貸出しをしておいたところを、県内利用ということで緩和をしております。続いて、イ、下関市の状況、5月26日から施設は再開している。施設の利用条件について、児童が使用する施設のみ下関市民に限ると条件を付しており、その他の施設は下関市民に限るの条件を付していない。なお、スポーツ施設等のトレーニングルームは引き続き使用禁止にしていると報告させていただきましたが、その後、対策本部会議が開かれまして、下関市も県内利用に限るという方向で条件を付けております。ということで山口県、他市、全て県内利用という方向性で統一されております。それを踏まえまして4ページを御覧ください。6月1日から6月18日までの施設利用及び事業再開についてということで、山陽小野田市の方針を

協議させていただきました。まず、1ということでは6月1日からの主な変更点というのを四つ挙げさせていただいております。まず、利用条件を、今まで山陽小野田市民のみとしておりましたが、これを解除しまして、県内利用とするということでございます。次に、体育施設については対外試合等の禁止でございましたが、この条件を解除いたします。次に、屋内運動施設の参加人数について、30人以内での利用ということではございましたが、これを国の緩和策に倣いまして、100人以下かつ収容定員の半分以下とするというふうにしております。最後に、屋外施設の参加人数についてでございますが、今まで30人以内での利用ということではございましたが、これを国に倣いまして、200人以内での利用というふうに変更しております。以上が変更の四つの点でございます。続きまして2番、利用を一部制限する施設ということで、1日から18日までの間ですが、下記の施設において、一部の利用を制限しておりますので御紹介させていただきます。まず、1、市民体育館。制限内容はトレーニングルームの利用を休止でございます。他県において、クラスターが発生した事例がございまして、運動器具使用後の完全な消毒対応が困難であるためとしております。続いて2番、不二輸送機ホール。こちらは、楽屋1、スタジオを利用休止とさせていただきます。室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないということです。また、大ホールと小ホールの利用を制限させていただきます。制限内容は利用時間を3時間以内、利用人数を100人以下かつ収容定員の半分以下とさせていただきます。続きまして、ナンバー3の市民館でございます。調理室を利用休止させていただきます。調理後の会食において、感染防止対策の徹底が困難であるためということです。また、文化ホールを利用制限させていただきます。制限内容は、利用時間を3時間以内、利用人数を100人以下かつ収容定員の半分以下とさせていただきます。続いて4番、福祉センター、福祉会館でございます。こちらは、風呂、休養室及び娯楽研修室の利用を制限させていただきます。制限内容は、利用時間を2時間程度とするということです。また、館内での飲食を禁止させていただきます。ただし、水分補給は除きます。こちらは、会食に

において感染防止対策の徹底が困難であるためということです。続きまして5番、スマイルキッズ。スマイルキッズの中のキッズキッチン、こちらの利用を休止させていただきます。会食において感染防止対策の徹底が困難であるため、また、開放することで利用者が飲食を行うことを避けるためということです。それからキッズキッチン以外の利用を制限させていただきます。制限内容は、利用時間を午前と午後の二部に分け、8組までの予約制とさせていただきます。さらに、利用する時間は最大2時間とするということです。続きまして6番、公民館。調理室及び音楽室の利用を休止させていただきます。調理室におきましては、調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため、音楽室におきましては、室内に窓が設置されていないため換気が十分にできないということでございます。続きまして7番、きらら交流館。調理室とサウナの利用を休止させていただきます。調理室におきましては、調理後の会食において感染防止対策の徹底が困難であるため、サウナにつきましては、室内に窓が設置されていないため換気が十分でないということです。続きまして8番、中央図書館。中央図書館の個人席につきまして、半数の利用に限らせていただきます。また、DVD視聴ブースにつきましては、個人ブースの5席あるうちの三つを、また、複数人ブースの利用を不可とさせていただきます。理由は、3密回避及びソーシャルディスタンスの確保ということです。続きまして9番、商工センター。商工センターにおきましては、2階、3階会議室の会食を禁止させていただきます。会食において感染防止対策の徹底が困難であるためでございます。続きまして10番、勤労青少年ホーム。これは小野田地区と山陽地区両方でございますが、これは公民館の利用条件と同様でございます。5ページを御覧ください。続きまして、3の利用を中止する施設ということで、市民プールの利用を中止させていただきます。中止理由は、更衣室、プール内において、密集、密接を避けることが困難であるためということで、今年度の利用を中止させていただきます。続きまして4番、今度は事業の再開についてということです。まず1番の出前講座の講師派遣。講師派遣につきましては、再開の条件として、感染防止対策がされてい

る場合に限るということです。続いて2番のノーマイカーデー。これは6月19日金曜日から実施を再開するということです。ただし、公共交通機関の利用や相乗りの推奨を削除させていただきます。続いて3番、幼児健診。幼児健診につきましては、感染症防止対策を行い、6月3日水曜日の実施から再開させていただきます。4番、各種教室及び研修ということで、感染症防止対策を行い、実施します。最後に5番、公民館主催行事、公民館クラブ等ということで教育委員会のほうから、以前、中止の話がございましたが、必要性の高い事業について、感染症対策を行い、実施するということでございます。以上が報告内容でございます。

高松秀樹委員長 対策本部の報告が今ありましたが、まず、この報告について質問等がある委員はお願いします。

伊場勇委員 厚狭の複合施設にも研修室やアリーナがあると思うんですけども、そちらの基準というのは今どうなっているのでしょうか。

田尾総務課長 厚狭の複合施設。例えば体育館とか、そういうことですね。制限はございません。制限があるものについてのみ、ここに掲示させていただいております。

長谷川知司委員 4ページなんですけど、不二輸送機ホールと市民館においては、収容人員の半分以下ということで、あるいは100人以下と人数制限しておりますが、こうした場合、利用料金の減額っていうのは考えてはいないですか。

田尾総務課長 はい、考えております。

吉永美子委員 今ちょっと伊場委員から御質問があったんですが、その中に厚狭図書館がありますが、これは制限するもののみですっていうことは、厚狭図書館は制限しなくても、要は来られる人数が少ないとか、何かそ

ういう中央図書館と違うっていうところがあるんですか。

田尾総務課長 中央図書館の説明の中で、厚狭図書館もということで説明があったということです。中央図書館と同じということです。

高松秀樹委員長 中央図書館も厚狭図書館も制限内容が一緒ということですか。
(「はい」と呼ぶ者あり) はい。

吉永美子委員 図書館からは報告があったということですね。それで今、不二輸送機ホールとか市民館というところで、100人以下かつ収容定員の半分以下ということで、今、大ホールは750人ぐらいなんですが、これを100人かつ収容定員の、すいませんね、ちょっと意味が分からないので、小ホールがあるから、こういう書き方なんですか。小ホールの定員は何人でしたか。

田尾総務課長 120人から150人の間であろうと思われます。

吉永美子委員 そうなると、あそこには特に窓もないし、大ホールも一緒ですけど、密の仕方が違いますよね。だから、大ホールと小ホールは利用制限が違わないとおかしくないですか。だって、120人に対して100人はいいということは、密は強いですよ。大ホールは750人ぐらいありますから、全然違う、意味が。そこが分からないのが1点。それと文化ホールを今回改修しましたが、入れる人数が、以前500人か550人。それは一緒ですか。

川地総務部長 まず、不二輸送機ホールの大ホールと小ホールについて、若干補足説明させていただきますけども、大ホールはたしか七百五、六十人の定数なんで、ここに書いてあるように利用人数を100人以下、収容定数の半分以下ですから、収容定員数が375人なんで、さらにそれよりも、利用人数を100人にするという形になろうかと思えますし、小

ホールは、大体120人程度ですので、収容人数の半分以下という形なので多分、五、六十人ぐらいになろうかと考えております。それから、市民館文化ホールの件ですね、客席の改修をいたしまして、たしか四百四、五十ぐらいになっておりますけども、利用人数100人以下、収容定数の半分以下ですから、今のところ利用人数は100人以下という形になると思います。

吉永美子委員 書き方として、今言われる小ホールは確かに120人で、100人以下かつ半分なので、だから60人っていうのは理解しました。文化ホールがなぜ収容定数の半分以下っていう書き方を市民等利用者に対してする必要がありますか。紛らわしくないですか。

川地総務部長 先ほど説明いたしましたように国の基準に倣って、ここに書いておりますので、確かに分かりにくい表現だったと思いますけども、一応国のマニュアルに基づいて、この制限内容を記載しているということでございます。

吉永美子委員 国の基準に倣ってっていう言い方は分かるけど、市民とか利用者に対して、書くやり方というのはこういう書き方をされるんですか。100人以下かつ収容定員の半分以下とはどういうことかなって悩みますよね。おかしくないですか。どっちなんだろうって。よくよく考えたら「かつ」だからなんだけど。100人なのか、半分の二百何十人、どっちかなあって悩みませんか。だから100人以下ですよってするだけでしょ。違いますか、市民に対しては。

川地総務部長 その辺は担当課にちゃんと説明して、平易な言葉を使うように指導しておきます。

山田伸幸副委員長 出前講座のところに、感染防止対策がされている場合にとあるんですけど、これを、出前講座を受けるほうに指導したりするん

でしょうか。それとも、どの程度感染防止対策がされているというふう
に判断するのでしょうか。

田尾総務課長 詳細は分かりません。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 出前講座は健康増進課が受けることが多いの
で、私たちがちょっと知り得ている情報としましては、先方と協議をす
る際に、うちから出しているチラシで、例えば会場の中で、2メートル
以上離れることができるのか、換気ができるのか、そういう条件を示し
ております。その辺が、きちんと対策ができるかどうかの確認を取って、
先方と協議をしてほしいという指示を受けております。

松尾数則委員 コロナ対策本部から、公民館の活用、図書館の活用、いろんな
制限を解いていただきまして、市民の人は本当に喜んでます。どうし
てもまだ今後どうなるかという不安が残っているんです。例えば、誰か
下関に患者がまた出たらどうなのかとか。その辺の山陽小野田市アラ
ートとか、そういったシステムなんかがあるんですか。

高松秀樹委員長 要は、近隣又は本市で出た場合、今後どうなっていくのかっ
ていうことをですね、既に検討されておれば説明をお願いします。

田尾総務課長 近隣に再び、第2波というようなものが大きく出始めれば、ま
た対策本部会議を開いて協議をさせていただこうと考えております。

松尾数則委員 その程度なんだ。やっぱりね。どうしても先が見えんからね。
それはある程度しようがないなと思うけど。例えば、下関市は学校が再
開されるのが早かった。岩国市も早かった。山陽小野田市は少し遅れて、
その辺の違いがどっから出てくるのかも含めて、ちょっと検討をしてい
く必要があるんじゃないかと思えますけど、どうでしょうかね。

川地総務部長 これにつきましては、公共施設、公用施設について、内容が変わってきていると思います。特に教育委員会につきましても、市内で発生した場合、例えば、市内のある学校で発生した場合はどうするのか。全部休校にするのかどうなのか、その辺について協議をして、また、考えを教えてくださいということも伝えてありますし、他の施設についても同様に今後のことを想定して、いろいろ協議をしておいてくださいということは今、お願いをいたしているところでございます。

高松秀樹委員長 つまり3月、4月の新型コロナウイルスが出たときの対応がありましたけど、次に出たときは、同じ対応をするっていうんじゃなくて、今後、協議をして対応策を検討していくっていうことになるんですよ。

川地総務部長 状況によりますので、一応対策本部会議の中で検討するという形になろうと思います。

山田伸幸副委員長 事業の再開の一番下です。公民館主催行事等、公民館クラブ等が同列で書かれていて、必要性の高い事業となっているんですが、主催行事と公民館クラブというのは運営が全然違っているんですけど、これはどういうふうに判断をすべきなんでしょうか。これは公民館に任せられているということによろしいんでしょうか。

田尾総務課長 申し訳ないんですけど、私どもではちょっと分かりません。

高松秀樹委員長 分かりました。ガラス未来館は前、調整中とあったんですけど、これは何もなくなっちゃったってことは、もう普通に動いているということなんですね。

川地総務部長 委員長のおっしゃるとおりでございます。

松尾数則委員 いろんなことがね、やっぱり県の指導に基づいて、県の言うとおりに山陽小野田市はやっているんじゃないかという気はしているんです。山陽小野田市独自の施策というのは余り見えなかったもので、その辺のところがあるといいなと思って質問したんですけれど、そこまではちょっと難しいね。やはり、これからも山口県の指導に従ってやると考えていいですか。

古川副市長 当然、県のほうが、いろんな情報を持っております。医療関係の情報も県のほうが持っておりますので、その辺の県の情報を逐一共有する中で、私どもは判断したいと。そうした中で、やはり下関市は特別に保健所等を持っていらっしゃるし、北九州市という、今第2波が起きているようなところと隣接をしているので、非常に過敏に反応されておるというのも一つあると思います。私どもも、基本的に近隣の市町の状況を勘案する中、また、県の動向を見る中で、速やかに行動を開始して対策本部等を立ち上げる中で対処してまいりたいと思いますので、山陽小野田アラートとかいうのはちょっと難しいです。

高松秀樹委員長 はい、報告についての質問はほかにはいいですか。なければ、次に資料としてもう既にお出しになっておるんですが、皆さん、いろいろニュースとか見てお気づきの点もあると思いますけど、10万円の特別定額給付金について質問があればお願いいたします。説明をしますか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

河田総務課新型コロナ対策室長 それではお手元A4横向きの資料を御覧いただきながら御説明をさせていただきたいと思います。まず、特別定額給付金の申請及び給付状況について、これまでの経緯から御説明をさせていただきます。先の5月1日金曜日に、本市ではマイナンバーカードを利用しましたオンライン申請の受付を開始いたしました。翌週には、5月7日、オンライン申請をされ方への給付を開始しております。その一方で並行しまして、紙の申請書の準備も進めておりまして、5月22日

に申請書を一齐に郵便局のほうに差し出しをいたしました。そのところ、郵便局様のほうには本当に御協力を頂きまして、翌日23日土曜日には、市内ほとんどの世帯の配達を完了していただいております。そういったこともございまして、休み明け25日月曜日には、対象世帯の全体の約22%に当たります6,390世帯から申請書が市に届いてまいりました。引き続きまして、6月4日木曜日までには、対象世帯全体の約88%に当たります2万5,543世帯から申請書が届いてまいりました。この処理を職員一丸となって進めてまいりまして、本日ですが、郵送申請をされた方々への第1回目の給付といたしまして、全体の27%に当たります7,772世帯の方に、合計で18億1,980万円の振り込みの依頼をいたしておるところでございます。こういった状況につきまして、下のところに世帯数等の実績を掲載しておりますので御覧いただければと思います。この状況につきまして、今後でございますけれども、順次振り込みを金融機関のほうに依頼をしておりまして、下の段、今後につきまして、6月11日までに郵送申請された方には、世帯ベースでは84.6%、個人ベースでは86.7%の方への給付を完了する予定でございます。また今後引き続きまして、宛所不明で戻ってまいりました申請書の返送分の調査ですとか、未申請である方に対する申請勧奨はがきを、時期を見計らって2回送付をする予定としております。進捗状況につきまして、裏側を御覧いただきまして、どのくらい申請書が返送されたかということグラフにしております。御覧いただきますと、もう5月25日月曜日には20%を超える方々が申請されまして、その後、一気に申請をされまして、昨日までには9割近い方が申請書の返送をされておるところでございます。これに並行しまして、振り込みの処理も進めておりまして、本日から順次、金融機関の御協力も頂きながら、かなり大きな件数、金額でございますけれども、指定金融機関様の格別の御理解、御協力を頂きまして、来週木曜日までには9割近い世帯に振り込みを終えるということで進めておるところでございます。説明は以上でございます。

高松秀樹委員長 説明がありました。この説明について質問がある委員は。

藤岡修美委員 オンライン申請で、全国的に何か手続ミスが報道されていますけども、本市の状況はどんな感じですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 国のほうで御用意いただきましたオンライン申請の仕組みですが、やはり入力のところのチェックが利かないということが当時ございましたので、やはり入力ミスというのは相当多くございました。その都度、御連絡を差し上げまして、内容を確認して補正ができれば、市のほうで補正して申請を通すというような形で処理を進めてまいりました。

藤岡修美委員 これも、ちょっと具体的に相談を受けたんですけど、郵送申請で、私、印鑑付くのを忘れたけど大丈夫だろうかって。多分市のほうから連絡が行くよっていう返事はしとったんですけど、そんな感じはありましたか。

河田総務課新型コロナ対策室長 こちらも、なるべく御意思をすくえるようにということで、内容としましては、市からの贈与に対するものの御希望がありますでしょうかという意思表示を確認させていただくというのが、この申請書の趣旨でございます。ですので、基本的にはもう返送いただければ、給付金を受給したいという意思表示だと捉えて、例えば自筆いただければ印鑑が不要ですとか、その辺りはなるべく御負担が掛からないように、こちらのほうで例えば、金融機関の合併の前の番号とか支店名が書かれておれば、金融機関に確認して、新しいものに読み替える。そういった対応をして、極力御不便が掛からないように、職員のほうで対応してお支払ができるように進めておるところでございます。

吉永美子委員 少し前に河田さんに直接お電話してお聞きしたとき、要は銀行に行くまでに1週間ぐらい掛かると。なぜなのって聞いたら、業者に委

託をしないといけないとおっしゃってましたね。この入力ミスが発生したということですが、何ていうかな、業者のやっていることって何なんですか。これは業者が関係ないんですか。今言われましたよね、入力ミスの発生。

河田総務課新型コロナ対策室長 すいません。今御質問いただいているのが、紙の申請書の書き方なんですけれども、先ほど藤岡委員から御質問いただいたのはオンライン、スマホやパソコンで入力いただくときにお客様の入力がどうしてもミスがあるというお話でございますので、まず異なるということと、パンチの業者につきましては、銀行さんのほうに件数、7,000件を超える件数でございますので、全銀協の決まったデータの形式を作って、その形でコンピューターが処理できるように整えて、銀行さんにお渡しするという作業が必要になりますので、そのお手伝いをいただいております。専門の業者ですので、本当に正確に、迅速に処理をいただいております。

吉永美子委員 確認させてください。先日の宇部日報さんに、要は200人ぐらい職員が出て、ばーって大変な思いをされて、どのぐらいの間にやりたい、1週間だったかな、で出したっていうのがあってから、ああいふのにも、短くてもやっぱり専門業者が入っているんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 すいません。宇部日報の掲載の記事でございますけれども、恐らく200人規模の職員さんが写ってらっしゃる写真というのが、宇部市の風景なのかなというふうに、宇部市の市役所の写真の風景なのかなというふうに理解をしております。私どもも確かに取材をされたんですけれども、200人近い規模でのスペースではございませんので、その記事はひょっとしたら宇部市の記事になるかなというふうに思っております。

吉永美子委員 だから、宇部日報に宇部市が200人体制で1週間ぐらいで出

しますというのが載っていたと。そういうふうには聞いたら2週間掛かりますと。後ろの1週間程度が銀行。その前に1週間、ここには業者が入るんですよっておっしゃったから、うちは2週間って回答をもらっていますと。あちらは1週間ぐらいで出したいっていう思いですとあったから、そういうところでもやっぱり間に業者が入って、やっているんですかって。早いから聞いてるんです。

河田総務課新型コロナ対策室長 それぞれの市の御事情はあると思うんですけども、やはり正確で、迅速なデータの作成ということで、業者のほうに御指示いただいておりますが、本市では、その会場に派遣でお越しいただくのではなくて、その業者さんの専用の作業スペース、セキュリティーを掛けたスペースに職員が書類を持ち込んで、入力して、データを回収するといったことで、会場にお越しいただいておりますので、会場では市の職員が書類の審査を行うということで役割分担をしております。

吉永美子委員 だから、業者をどこの市町も入れて、間違いがないように、それはもう全国一律で、宇部市であろうが、早いけど業者は入っているってことですね。

河田総務課新型コロナ対策室長 本市では業者に委託しておりますが、例えば宇部市がそういうところに委託されておるかということにつきましては、すいません、私どもちょっと承知をしております。

高松秀樹委員長 マイナンバーカードで、本庁の1階で窓口を作っちゃったじゃないですか。恐らくパスワード忘れとか、トラブルっていう話だったんですけど、例えばパスワードを忘れたって、どのぐらい件数があったんですか。これ申請が615世帯ですよ。

河田総務課新型コロナ対策室長 具体的には市民課のほうにお申出いただくこ

とでして、直接的に私どものほうでは把握はいたしておりませんが、私どものほうに御相談いただくケースは、かなりの件数パスワードを忘れてしまったというお問合せもございました。大体、その問合せは30件程度お電話を頂いたと記憶しております。

山田伸幸副委員長 受付の初日ぐらいからですね、この玄関口でかなりの人数が来られたんですが、結局、こちらで郵送ではなくて、窓口で受付されたのは何件ぐらいあったんでしょうか。

河田総務課新型コロナ対策室長 窓口工作实际お越しただいて、書類をお預かりした方は200件程度、各支所も含めまして200件強の申請書をお預かりしております。

吉永美子委員 何でもそうだけど、一生懸命もらってくださいよって言っても、やっぱりなかなか、ならないのは分かるんですよ。努力してほしいのは当たり前で、下のほうに書いてある住所不明によるいう返送分の調査、また2回送付予定っていうことで。これは一応8月31日までですよ。消印有効でしたっけ。どういうふうにスケジュールを立てておられるんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 返送分の調査につきましては、並行して順次進めておるところでございます。申請の勧奨のはがきにつきましては、ある程度申請が収まったころというふうに考えておりました。当初は分散して申請をいただくので、7月、8月の上旬ぐらいに2回と考えておりましたが、これだけ早いペースで頂いておりますので、前倒しでできればなど考えております。

高松秀樹委員長 これ本日振り込み依頼じゃないですか。これ、今日入金できるんですか。それとも月曜日入金になるんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 大量の場合には、金融機関に何営業日前にデータを渡すというお約束がございますけれども、今日の振り込み日の指定の日付で、前もって依頼をしてございますので、本日入金が行われます。実際に振り込みで行われたという確認も御連絡を頂いております。

高松秀樹委員長 本日、18億1,980万円が振り込まれるということですね。前回のときに田尾課長に対しての質問で、右に要らないというチェックする欄がありますと。これ実際チェックでなくて、バツだったんですけど、バツを書かれた人も1件ずつ電話しますっていう答弁をされたんですが、実際これは、今現状どうですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 今日までに私どもで把握しておりますのが、辞退のバツ印が書いておられた方、7世帯9人の方が該当ございました。そのうち既に、5世帯6人の方々には直接御意思の確認をいたしまして、辞退の意向が大変固いということで確認をいたしております。残りの2世帯3人の方々につきましては、申請書だけ送ってこられて、口座の記入もない、添付書類もないということで、連絡先の電話番号も書かれていないということでございましたので、お手紙を差し出させていただきました。再度御意向の確認をさせていただくというふうに進めております。

高松秀樹委員長 さらに、この10万円を頂いて市に寄附をしたいという方が実際いらっしゃるみたいなんですが、この場合は、本人がどこに、総務課に行って寄附の手続を取るということになるんですか。

河田総務課新型コロナ対策室長 お手数ですけれども、それぞれ市のほうに寄附の御意向ということで御連絡を頂ければ対応させていただきます。

吉永美子委員 今言われたので、私ちょっと思っていたのを今聞くのをうっかりしていたんですが、以前、御紹介した別府市はいついつこうやってやりますので、よかったら寄附してくださいとアピールしているじゃない

ですか。うちは、なぜしないんですか。

田尾総務課長 基本的に生活支援や経済対策でお配りされているものですので、使っていただきたいと私どもも思っています。

吉永美子委員 勘違いするといけないので、10万円をくださいと言っているんじゃないくて、要は、お願いしますってしているのをなぜ出さないのかと聞いているんです。10万円の話じゃありません。

河田総務課新型コロナ対策室長 すいません、ちょっと周知の不足等もございますけれども、この度の新型コロナウイルス対策に関連いたしまして、市への御寄附、今ございますふるさと納税の制度を活用して御寄附いただけますというのはホームページのほうには掲載しておりますけれども、周知を進めてまいりたいと思っております。

吉永美子委員 だから改善されるんですね。もうちょっときちんと具体的に市民には示してほしいなど、私は見て思っていたので、ふるさと納税だけじゃなくて。別府市のように呼び掛けをするという形はされても結構じゃないですか。10万円をくださいって言っているんじゃないんだからお願いします。

高松秀樹委員長 ほかに定額給付金について、よろしいですか。

田尾総務課長 今の寄附の話ですけど、私どもとしては、寄附をしていただきたいということは周知しません。ふるさと納税のみにさせていただきます。

吉永美子委員 普通の寄附も受けますっていう・・・あれっ、どういうことですか。

田尾総務課長 通常の寄附として頂くものは、通常で受けておりますけども、この定額給付金が給付されたところで、市のほうにお願いしますというようなことでの周知はいたしません。あくまで、ふるさと納税でお願いしたいと。それのみです。

吉永美子委員 給付金と言われるけど、それを言っているんじゃないくて、基金を作ったでしょって。別府市ははっきり思いやりって言葉が入った基金なんですけどね。だから、先ほどあったように市に寄附したいって、やっぱりこういう時期だからという思いだから、今言われている市民がおられるという予想が付くじゃないですか。基金を作ったので、市民からも頂きますってあったでしょ、前に答弁。何でそういうことを載せないのって聞いているだけなんですけど。

古川副市長 先日の臨時会でコロナ対策の関係の基金は設置させていただきました。これは幅広に受けるための基金でございまして、この定額給付金をターゲットにしたというものではございません。基金を作ったので、それに呼応される皆様は浄財をとという形でございますので、あえてこの10万円の定額給付金を配布した、それをこの基金にというような趣旨ではないということで、今、田尾はそのような形で答弁をしたところでございます。

吉永美子委員 何回も言うけど、給付金をくださいっていうことを市からアピールしたらどうですかと私は一言も言ってないじゃないですか。そういうふうにしたって思いの人がいるでしょって言われたら、じゃあ何で、基金を作りましたよ、お願いしますっていうことを出さないのって言うてるわけですよ。

高松秀樹委員長 要は基金を作ったということ、なぜ告知とかPRをしないのかと。これはコロナに対する基金だったじゃないですか、という質問だと思います。

川地総務部長 一応基金を作らせていただきまして、まず、ふるさと納税の方々については、ホームページでできますよという形でPRさせていただいています。吉永委員がおっしゃるのは、取りあえず特別定額給付金は置いておいて、純粹にコロナ対策で使ってほしいの方々について、そのような基金がありますよということを山陽小野田市として情報発信してくれということでしたので、その辺については、今後、私どももさせていただこうと思っております。

高松秀樹委員長 なら、しっかりしてください。この給付金についていいですか。まず、給付金について。なければ次に行きますからね。

山田伸幸副委員長 給付金のことは今分かったんですけど、マスクが届いて、マスクを収受、どっか寄附したいという方が大分おられるんですけど、これを市のほうで収受されるような予定はありませんか。

田尾総務課長 予定はございません。実際に寄附をしたっていう方が来られて、そういうふうにおっしゃられましたけれども、いろいろと協議させていただいて、次回のマスクにお使いくださいとお願いしたところでございます。

高松秀樹委員長 ということは今市民の方々が、これをお使いくださいと持って来られても、市は取りあえず預かれないということですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）6月1日からの20万円の給付の申請が始まりましたよね。あれを質問して分かりますか。6月1日なんで、もう申請がどのぐらい出ているかって分かりますか。これ、もともと二千数百事業所に対してでしょ。分らんなら、分らんで。

川地総務部長 6月1日時点で私のほうがちょっと商工のほうに問合せをいたしましたところ、たしか6月1日は四、五十件程度来られたということ

を聞いておりますが、それ以外に、商工会議所にも受付場所がありますので、そちらのほうの集約は別で40件と聞いていますので、かなり今多いのではなかろうかと思えます。

高松秀樹委員長 そのほか委員の皆さんからないですか。なければ、回答書の件は執行部に退席いただくので、ここで暫時休憩をして、トイレに行かれるよね。25分に再開しましょうか。では、暫時休憩いたします。

午後2時15休憩

午後2時25再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開いたします。委員の皆様のお手元に、6月1日付の市長から議長に対しての要望書に対する回答書があると思います。既に事前に委員の皆様方にお配りしており、見られていると思いますので、何か意見等があればいただきたいんですが、実は、今日の議運で、生活と健康を守る会から要望書を更に頂きました。この本会議中にその要望書を当委員会で取り扱うこととなると思います。それを受けて、第3弾の要望書を作る可能性もありますので、そのときに、この回答書を踏まえて、更に要望があれば、そのときに要望を出したいと思っております。本日はこの要望書を見られてお気づきの点があれば指摘いただきたいと思えます。大体多くの項目について、いろいろ執行サイドも努力の形跡が見られる部分が多いかなと思っております。一方で、そうじゃないところも散見されるという状況にはあります。あれから日にちもたっておりますので、コロナの状況も刻一刻と変わっております、新しい要望が必要であれば、要望を出していきたいと思っております。

山田伸幸副委員長 今回、非常に注目してきたのが、本市は幸いにも感染者は1件だけにとどまりました。他市でたくさん出て、医療ベッドが足りな

くなるということがあって、やはり今後の対応として、やはり、そういった、いざというときに備えるような感染症対策を施した医療機関が本市にも必要ではないか。今、本市にありませんので、そういったことも今後、市として取り組んでいていただきたいと思うんですけど。そういったことが必要かなと思います。

高松秀樹委員長 今の副委員長の件に関しましては、次の委員会のときに執行部が来ておりますので、それをちょっと問うてみるべきかなと思っております。ほかにありますか。皆さんのお手元の9番、市内飲食店の利用促進を図るプレミアム商品券の発行ってあります。内容は、5,000円分の商品券を全市民に配布する。予算規模が、5,000円だから3億数千万円ですね。これをやるっていうのを既に回答書に入れておいて、これはうわさに聞くと6月の定例会に上程されるというふうに聞いております。しっかりここも入れていただいたという形になっておりますので、そこは御理解ください。これは委員会でまた審査をします。全く今入ってないのが10番なんです。上水道基本料金の一定期間免除というのが、今のところは入ってないと。これ委員の皆さんの要望が強ければ、今回は入ってないんですが、再度、更に要望を重ねていくこともできますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

山田伸幸副委員長 この点は、事業者の方も営業してないのに基本料金だけ取られるというようなこともあって、他市ではこれを相当取り入れているところもありますので、やはり、そういったのも検討も含めて、また、第2波、第3波とか、それに備えて対策としていつでもできるような体制を取っておいていただきたいなと思います。

高松秀樹委員長 委員の皆さんが全員そういうお気持ちであれば、再度、要望書に取り上げたいと思います。さらに、この要望書で皆様の意見が十分に取り上げられてない部分もあると思いますので、その部分については、再度しっかり要望として取り上げていくことも可能です。

水津治委員 9番の商品券5,000円の件なんですが、国の子育ての1万円ちゅうのが市の単独事業で6月以降8月まで生まれた人も対象と市の事業ですっていうのがありましたように、この商品券もいつの基準日にするかというのが大きく、生まれたばかりの子供さんが、今までの基準日であると5月とかじゃなくして、ちょっと幅を設けていただくと、今から生まれる子どもさんもあるとすごく喜んでかなと思うんですが、ちょっと期間を8月とか9月までに生まれた子供もっていうのもあると、またいいかなっていう思いがしております。

高松秀樹委員長 そうですね。これはですね、また議案配布がされておきませんので、ここで具体的なことを言うのは難しいとは思いますが、委員会審査の対象になりますので、そのとき内容を見られて質疑をされたらどうかというふうには感じております。

宮本政志委員 確認をしたいんですけどね、6ページ、13番の今回の基金がありますよね。これは新たな感染症の発生を想定して備えておきましょうということなんで、あくまでコロナのみに全部使いますよという基金ではなくて、コロナも含めた今後発生しうる、そういった感染症そのもの全部に対する基金っていう解釈でよかったですかね。

高松秀樹委員長 それは、この要望書の時点の話ですか。それとも既に議決をした基金条例の話ですか。

宮本政志委員 だから最初要望を上げたときの私の解釈は、コロナ対策、今回のコロナのみに対する基金であって、全部コロナのことで使いましょうという解釈だったんですが、この間の委員会で、こういう文面を見ると、コロナだけじゃないよと。今後のほかの感染症に対しても備えるための基金であるということですから、例えば1億円集まって全部コロナに1億円使うんじゃないかと、幾らか残すというふうに今解釈しているんで、

そういう解釈でよかったかなっていうのをちょっと確認したかったんです。

尾山議会事務局長 事務局から回答させていただきますが、13番のタイトルがございまして市議会としては新型コロナウイルス感染症とだけうたっておりますが、執行部から提案がありました基金設置条例については、新型ウイルス等、「など」が入っております、審査の際に執行部からの答弁は、今回の新型コロナウイルス以外の感染症にも財源を使っていくということで説明がございました。それで使用時期については来年度なども考えているというのは併せて答弁があったというふうに記憶しております。

宮本政志委員 ですね。私も今そう解釈してるんですよ。だから今後例えば、第2波、第3波のコロナが来て、それに対してこの基金を活用するときに、例えば、もし一部余らすというような予算が出てきたときに、いやいやここはもうコロナのことにに関して全額使うべきだ、そういった議論をこの委員会でも十分できるんですよっていう解釈でいいんですよ。

高松秀樹委員長 新型コロナウイルス等感染症。新型コロナウイルス感染症等じゃないんですよ。つまり、ここに等が付いているってことは、コロナウイルスっていうのは、いわゆるインフルエンザもコロナなんですよ。そういう意味合いというふうに僕は当時理解しておいて、おそらく理解は間違いないと思うんですけど。そういう使い方をしていきたいというのが執行部サイドの考え方だというふうに僕は理解しておったんですけど。いいんですよ、それで。

吉永美子委員 ここで確認させていただいたとき、副市長が、この意向を尊重したっていう、そのときに「等」って言っちゃったから、うちは「等」を入れない基金だけだと思ってしまったということで。なので、市としては、今年度は基金を使わない。それはもうはっきり言ってますから。私のイ

メージはためながら対策していくのかなと思ってたら、今年度は、要はできなかった事業の分のお金を、全部じゃないですけど、基金に入れていって、使うとしても来年度からだってはっきり言っているの、その辺は。そのときに併せて、じゃあどう使うかっていうのを、外部を入れて委員会なり協議会したらどうなのかって発言させてもらったときに、要は予算で出てくるから、その審議を要は議会でやっていただきますからってということで、別に何かを作るような答弁をしないんです。だから、こちらがチェックをちゃんとせんといけん。もうそれしかないです。

宮本政志委員　そういう解釈で、委員長いいですよということを・・・。

高松秀樹委員長　いいですね。コロナはこれ第2波、第3波って今後もこれはあると思わざるを得ない状況になってきていると思うんですよ。我々の活動もそうなる、ちょっと先が見えない状況で活動していくようになると思います。要望は、こうやって今第2弾まで出してますけど、今、御存じのように経済政策という名のもとで、事業者支援に非常にシフトしておるような状況で、今度、来られる生活と健康を守る会の皆さんは恐らく生活支援について言ってもらえると思います。そこは非常にやっぱり大事なところだと思いますので、いろんな全国の事例も見ながら、きちんとこのコロナによって市民が非常に困窮したり、苦勞したりすることのないようなことを提言又は要望をしていきたいと考えますので、これ以上御意見がなければ今日のところは終わりますが、次の委員会の際に、再度、皆さんのいろんな考え方をお聞きして要望書にまとめて、今、市は非常にこのコロナの特別委員会、いわゆる議会に対して真摯に回答しようっていう姿勢が見えていると思いますので、この際ですので、私たちもしっかり要望活動を続けていけたらなと思います。ほか、皆さんからいいですか。

藤岡修美委員　基金の話に若干戻るんですけども、吉永委員から市民についてPRをとという話もあったんですけど。議会が何か執行部に対するメッ

センサーだけでいいのかと。市民の痛みをともに分かちつというか、身を切るそういった議論もそろそろ行われていいんじゃないかなと私は思うんですけど。具体的には言いませんけど。

高松秀樹委員長　そうですね。おっしゃる意味は分かっています。しかしながら、ここはコロナの特別委員会という中での議論にとどめるしかないかなと思っています。まずは我々議員がやっぱり汗を流して、できることをしっかりやっていくというのが第一義的には大事なのかという気もします。もちろん藤岡委員が言われることも視野に入れながら、やっぱり私たち効果が必要だと思っているんですよね。きちんと効果が出るやり方をよく熟考しながら事は進めていきたいと思っています。よろしいですか、ほかは。なければ終わりますが、またこの本会議、非常に、今日議運がありましたけど、このコロナの委員会はスケジュール的には非常に厳しいスケジュールの中でやるようになると思います。後送議案も出てくると聞いておりました、もしかしたら夜までやらんにゃいけん可能性もあるので、そこは非常に申し訳なくと思いますが、これが我々の仕事なんで御了解いただきたいと思います。以上で委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後 2 時 4 0 分　散会

令和 2 年（2020 年）6 月 5 日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長　高　松　秀　樹